「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に もとづくお客さま情報の確認について

近年、国内において預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。また、 国際社会においてもマネー・ローンダリング、テロ資金供与や大量破壊兵器拡散などの防止 対策の重要性がますます高まっております。

当金庫においても、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にもとづき、お取引を行う目的やご職業等、追加でお客さまに関する情報を、あらためて確認させていただく場合があります。

お客さまには大変お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し あげます。

1. 定期的なお客さま情報ご提供のお願い

● 定期的なお客さま情報の確認について

既にお取引いただいているお客さまについては、お取引の内容や状況等に応じて、本人確認書類並びにお取引を行う目的やご職業等のお客さま情報を店頭窓口や郵送等により確認させていただいております。

当金庫から郵便物を受領されたお客さまは、案内文に記載のお手続き期限や回答期限までに届出をお願いいたします。

<個人のお客さま>

当金庫から「お取引目的等確認に関するご協力のお願い」を受領されたお客さまは、 案内文に記載の「オンライン手続きの流れ」に沿って、お取引目的等のご回答と本人確 認書類を WEB 経由でご提出くださいますようお願いいたします。

<団体のお客さま>

当金庫から「お取引目的等の確認書」を受領されたお客さまは、必要事項をご記入のうえ、ご返送いただきますようお願いいたします。

なお、法人のお客さまにつきましては実質的支配者*についてのご回答および「登 記事項証明書」のご提出をお願いいたします。

*実質的支配者については、別紙を参照願います。

お客さま情報等の確認やお願いしました書類のご提出、質問への適切なご回答にご協力いただけない場合、総合的に判断のうえ、やむを得ずお取引を制限させていただくことがあります。お客さまにはお手数をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力のほど重ねてお願い申しあげます。

● 当金庫から郵送した書類が返戻された場合について

当金庫から郵送した書類が、お客さまの転居等により不着となり返戻された場合は、預金 規定にもとづき、お取引の一部または全部を制限させていただくことがありますので、ご了 承ください。

お客さまが転居等され、お届出いただいている住所が変更された場合には、速やかに住所 変更のお手続きをお願いいたします。

ろうきんダイレクトをご契約済みのお客さまやろうきんアプリをご利用されているお客さまは、店頭にお越しいただくことなく、パソコン・スマートフォンからお手続きいただくことができます。なお、非課税口座(財形年金・財形住宅・マル優・マル特)、当座、出資、国債・投資信託、個人型確定拠出年金等のご契約をいただいている場合は、別途、お手続きが必要となります。

ご留意事項

上記のように追加の確認をさせていただくにあたって、当金庫等の金融機関の職員がお客さまのキャッシュカード等をお預かりすること、暗証番号をお聞きすることはありません。

また、当金庫が、EメールやSMS(ショートメッセージサービス)を送信し、お客さまにキャッシュカードやインターネットバンキングの暗証番号の入力等を求めることはありません。当金庫を装った詐欺にご注意ください。

2. 在留状況の確認について(外国人のお客さま)

外国人のお客さまには、在留状況(在留資格・在留期限等)の確認として、口座開設のお 手続き時に在留カードまたは特別永住者証明書の提示をお願いしております。

また、既にお取引いただいているお客さまにつきましても、定期的にお客さまに関する情報を確認させていただく場合や、お取引の内容、状況等に応じて、在留期限・在留資格等をあらためて確認させていただく場合があります。

在留期間・在留資格等を更新した場合は、新たな在留カードを当金庫にご提示ください。 在留カードをご提示いただけずに在留期間の満了日が到来した場合は、やむを得ずお取引 の一部または全てを制限することがありますので、ご了承ください。

【ご参考】

金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html

財務省ホームページ「知ってる?マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/

全銀協ホームページ「銀行からのお客さまの情報やお取引の目的等の定期的な確認にご協力ください。」

https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundering/

実質的支配者について

*お客さまの法人の形態に応じて、実質的支配者は下記に掲げる個人の方となります*1。

資本多数決の原則をとる法人 資本多数決の原則をとらない法人 (株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人等) (一般社団法人・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、 社会福祉法人、特定非営利活動法人、合同会社、合資会社等) 議決権の総数の2分の1を超える議決権を直接または 法人の事業から生ずる収益もしくは当該事業に係る財産の総 間接に有していると認められる個人の方がいる。 * 2 額の2分の1を超える収益の配当もしくは財産の分配を受け □ はい ⇒ ① 当該個人の方 る権利を有していると認められる個人の方がいる。 * 3 □ はい ⇒ ③ 当該個人の方 いいえ いいえ 法人の事業から生ずる収益もしくは当該事業に係る財産の総 議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接または 額の4分の1を超える収益の配当もしくは財産の分配を受け 間接に有していると認められる個人の方がいる。*2 る権利を有していると認められる個人の方がいる。 * 3 □ はい ⇒ ② 当該個人の方全員 □ はい ⇒ ④ 当該個人の方全員 いいえ または 出資、融資、取引その他の関係を通じてお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方がいる。 (例えば、大口債権者、会長、創業者等) * 3 □ はい ⇒ ⑤ 当該個人の方 いいえ 法人を代表し、その業務を執行する個人(代表取締役等) ⇒ ⑥ 当該個人の方全員

- *1 病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな個人の方、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者は個人の方となりますが、法人が該当する場合(個人とみなされる場合)もあります。具体的には、国、地方公共団体、上場企業等とその子会社が挙げられます。
- *2 議決権を間接に有しているとは、例えば、個人が、お客さまである企業Aの議決権を保有する 企業Bを介して間接的に企業Aの議決権を有していることをいいます。この場合において、間接保 有というためには、個人は、企業Bの50パーセントを超える議決権を有していることが要件とな ります。
- *3 ③または④に加えて⑤にも該当する個人がいる場合は、該当する個人の双方が実質的支配者となります。